

只木ゼミ後期第2問（最大判昭和44年6月25日）

和歌山時事新聞社を経営していたXは、その発行する平成21年10月1日付「夕刊和歌山時事」に「吸血鬼坂口得一郎の罪業」と題し、得一郎こと坂口徳一郎本人または同人の指示のもとに同人経営の和歌山特ダネ新聞の記者が和歌山市役所土木部のA課長に向かって「出すもの出せば目をつぶってやるんだが、チビりくさるのでやったるんや」と聞えよがしの捨て台詞を吐いたうえ、今度は上層の某主幹に向かって「しかし魚心あれば水心ということもある、どうだ、お前にも汚職の疑いがあるが、一つ席を変えて一杯やりながら話をつけるか」と凄んだ旨の記事を掲載、頒布した。

実際にはそのような事実はなかったが、Xは記事の内容が真実であると誤信していた。

Xの罪責を論ぜよ。（特別法は検討しなくてよい。）